

## 「第4回 車両用防護柵設置に関する検討委員会」議事要旨

日 時:平成19年 3月 29日(木) 16:00~18:00

場 所:合同庁舎2号館 低層棟共用会議室5

出席者:元田委員長、赤羽委員、四倉委員、岡委員、玉越委員

〈議事〉

### 1. 第3回検討委員会議事要旨の確認について

(資料1により事務局から説明)

### 2. 類似事故の分析結果について

(資料2により事務局から説明)

○走行台キロ当たりの正規化は、市町村道について橋梁毎の交通量が不明であるため不可能。直轄国道の交通量データを使用して推計することは可能だが、市町村道と直轄国道では交通状況が全く異なり、正規化された数値の意味合いが事実と異なってしまうため困難と判断した。

### 3. 縁石衝突後の車両挙動について

(資料3により事務局より説明)

○歩道における車両復帰性についてのヒアリングに関する資料は、プロドライバーとしての意見をまとめたもの。ただし、一般のドライバーの場合どうかという質問も行って見たが、概ね同じような結果が得られている。

○大型車に関する実験結果は、データ数が少ないため、一般的にいうことには限界があるということを経験書に入れてもらいたい。

### 4. まとめと提言について

(資料4により事務局より説明)

○1ページ目にある3回目の委員会の記述について、福岡の事故の判決はまだ出ていないので、「重過失」を「重過失と強く推定される」などと改めてもらいたい。また、P3のSUVが少ないという趣旨の記述は、もう少し分かりやすくしてもらいたい。P4最後の一文にある「必要な対応をとるべき」は、「必要に応じて適切な対応をとるべき」に改めてもらいたい。

→ご指摘の点を踏まえ修正させて頂く。

○P4の①冬季の路面凍結などによるスリップのおそれがある場合、②線形が視認されにくい曲線部など車両の路外逸脱が生じやすい場合、⑤ハイテンション型ではないアルミニウム製高欄が設置されている場合はこれまでであった考え方。③橋長が長いなど走行速度が高くなるおそれがある場合、④歩道幅員が狭い又は縁石の高さが低い場合が今回新たに加わった考え方になる。

○今後、橋梁の防護柵を付け替える場合の留意点として、歩車道境界に車両用の防護柵を

設置するような場合には問題ないかと思うが、歩道端の歩行者自転車用柵を車両用防護柵に付け替える際には、床版などの橋梁構造に影響する場合もあるので、橋梁そのものや床版等の状態のチェックも必要になる。

#### 5. 報告書について

○今後の報告書の表現や修正は、元田委員長に一任する。本委員会は、今回をもって終了とする。

○今後は、防護柵の設置基準の解説について、(社)日本道路協会の方で作業を進めていくことになる。また、既存の橋梁への車両用防護柵の設置は、各道路管理者が現地の状況を調査のうえ具体の事業を実施することになる。

#### 6. その他

今回の資料、議事要旨については今までどおりHPで公開し、報告書は委員長と相談させて頂いたうえ、(案)をとってHPで公開する。

以上